

バイナリー発電設備の規制の見直しに伴う発電用火力設備に関する
技術基準を定める省令等の改正に対する意見募集について

平成24年3月7日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

経済産業省原子力安全・保安院では、別添「バイナリー発電設備の規制の見直しに伴う発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等の改正について」のとおり、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）及び電気事業法施行規則に係る告示について所要の改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

1. 意見募集の対象

- ・ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件の一部を改正する告示（案）

2. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館3階）

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成24年3月7日（水）～平成24年4月7日（土）

※FAX、電子メールの場合は午後5時まで、郵送の場合は同日必着のこと。

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、次のいずれかの方法でお送りください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

送付先：〒100-8986 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課
パブリックコメント担当 宛

(2) FAXの場合

FAX番号：(03) 3580-8486

(3) 電子メールの場合

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

※電子メールの件名を「火技省令等の一部改正に対する意見」としてください。

5. その他

- 皆さまからいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。
なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。
- ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別 紙)

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課
パブリックコメント担当 宛

バイナリー発電設備の規制の見直しに伴う発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等の改正に対する意見

氏名	(企業・団体の場合は、企業名・団体名、部署名及びご担当者名)
住所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
・ 該当部分 (どの部分についてのご意見か、該当部分がわかるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	